

一般事業主行動計画

1. 目的

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにする。

2. 計画期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日（5年）

3. 計画内容

目標1 計画期間内に、「育児休業」の再取得に関する要件の拡充を図る。

対策 育児休業終了後6か月以内に特別な事情が発生した場合は、子が1歳6か月に達する日（誕生日の前日）までの必要期間、再度の取得を認める。

目標2 所定外労働時間を削減するため、毎週水曜日と給与支給日をノー残業デーとして設定する。

対策 社内会議、社内掲示板等により社員に周知するとともに、ノー残業デー当日は社内放送により注意喚起する。

以上